

交通政策審議会 第8回観光分科会

平成19年5月17日(木)

【水嶋観光政策推進室長】 それでは、恐れ入りますが定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会観光分科会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中を当分科会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、国土交通省総合政策局観光政策推進室長の水嶋と申します。後ほど、会長に議事進行をお願いいたします前に、その間、私が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。座ったままで失礼いたします。

それではまず初めに、定足数でございますが、交通政策審議会令第8条によりますと、委員の過半数をもって会議の定足数ということになっております。本日は委員総数16名中9名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、本分科会は成立しているということをご報告申し上げます。

それでは、恐縮でございますけれども、最初に本日ご出席の委員の先生方を改めてご紹介申し上げます。

順番にご紹介させていただきます。それではまず、交通政策審議会委員でいらっしゃいます岡本委員、平林委員。

【平林委員】 よろしくお願ひいたします。

【水嶋観光政策推進室長】 宮下委員。

【宮下委員】 よろしくお願ひいたします。

【水嶋観光政策推進室長】 廻委員。

【廻委員】 廻でございます。

【水嶋観光政策推進室長】 どうもありがとうございました。なお、幸田委員、佐藤委員、富澤委員、鳥飼委員、船山委員の皆様は、本日ご都合によりご欠席ということでございます。

続きまして、臨時委員の皆様のご紹介を申し上げます。まず、小島委員、谷野委員、中村委員。

【中村委員】 中村です。よろしくお願ひいたします。

【水嶋観光政策推進室長】 西村委員。

【西村委員】 西村です。

【水嶋観光政策推進室長】 それと、今回から新たに臨時委員としてご就任いただきました間宮委員でいらっしゃいます。

【間宮委員】 間宮でございます。

【水嶋観光政策推進室長】 なお、江頭委員、二井委員は、本日ご都合によりご欠席ということでございます。それでは引き続きまして、柴田総合観光政策審議官より一言ごあいさつ申し上げます。

【柴田総合観光政策審議官】 総合観光政策審議官の柴田でございます。本日は、大臣または副大臣がこの場に出席いたしまして、皆様方にごあいさつするところでございますが、国会の関係で失礼させていただいているような次第でございます。

天気が悪くて大変足場も悪い中、皆様方にはお忙しい中、お時間をつくっていただきまして、本日の会合にご出席いただきましてまことにありがとうございます。国土交通省では、関係省庁のご協力を得まして、政府を挙げての観光立国の推進に取り組んでいるところでございますが、本日は委員の皆様方には、いわゆる観光白書につきましてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、あわせまして、本年1月に観光立国推進基本法が施行されておまして、これに基づきます観光立国推進基本計画を作成するということになっております。これにつきましては、また次回の分科会におきましてお諮りさせていただきたいと思いますが、とりあえず、ある程度進捗しているところでございますので、若干まだまだこなれていないところ等々がございますが、イメージなり等も見ていただきまして、ご意見をお聞かせ願えれば大変ありがたいと思っている次第でございます。

以上でございますが、おかげさまで観光立国の動きというのは、いろいろな意味で大きく進んでいるのではないかと私どもは考えております。連休期間中には大臣をヘッドとして、インドにも訪問いたしましたところ、インド側もそうしたことに対する期待も大変大きいという印象を受けたところでございます。この歩みを着実に進めていきたいと考えておりますので、引き続き、各委員の方々のご指導とご鞭撻をお願いいたしまして私からのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【水嶋観光政策推進室長】 それでは恐れ入りますけれども、報道関係の方はこちらのほうでご退席をお願いいたします。

【水嶋観光政策推進室長】 それでは次に、お手元の配付資料につきまして確認させていただきたいと思います。委員の皆様の上に資料が置かれているかと思いますが、順番に、まず1枚紙で本日の議事次第でございます。その後本日の座席表、資料一覧と続きます。この資料一覧に記載しております順番に、各資料をご用意させていただいておりますけれども、観光分科会の委員の皆様の名簿、運営規則、交通政策審議会令、資料3といたしまして観光白書に関する諮問文書の関係と、資料4で観光白書の関係資料、これは3点資料をつけさせていただいております。最後に観光立国推進基本計画（案）の概要版ということになっております。配付資料は以上でございますけれども、もし万一抜けているものなどございましたら、お申し出いただければと思います。

それでは引き続きまして、本分科会の会長の選任をお願いいたしたいと存じます。交通政策審議会委員の任期が本年3月12日に一たん切れておりまして、その後改めて皆様が発任されておられます関係で、本分科会の会長も改めて選任させていただく必要があるということでございます。

会長の選任につきましては、交通政策審議会令第8条第3項の規定により、分科会に属する委員の皆様の間で互選により選任するということになっております。どなたかをご推薦賜ればと存じますが、いかがでございますでしょうか。

それでは廻委員、お願いいたします。

【廻委員】 私からご提案させていただきます。平林委員にお願いしてはいかがかと存じます。皆様ご高承のとおり、平林委員は政府の諸政策に通じていらっしゃるし、各方面に高い見識をお持ちでございます。またグローバルで非常に豊かな経験をお持ちでございますので、平林委員におかれましてはお忙しいとは存じますが、ぜひとも会長をお引き受けいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【水嶋観光政策推進室長】 どうもありがとうございました。ただいま廻委員のほうから、平林委員に会長をお願いしてはどうかというご提案がございますけれども、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【水嶋観光政策推進室長】 それでは、皆様にご異議がないようでございますので、平林委員に会長にご就任いただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、平林委員に会長へご就任いただくことにしたいと思います。

それでは、平林会長におかれましては、以降の議事進行のほどを、恐縮でございますがよろしくお願い申し上げます。

【平林分科会長】      ありがとうございました。

それでは、未熟でございますが、せっかくのご推薦でございますので、分科会の会長として微力を尽くしたいと存じます。廻先生、ご推薦ありがとうございました。

また、谷野前分科会長におかれましては、今まで大変大きなご貢献をされたと伺っております。改めまして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。まず観光立国推進基本法の第8条第2項の規定に基づきまして、観光白書につきまして、国土交通大臣から本審議会に対しまして諮問がなされております。したがって、国土交通省から内容についてご説明いただいた上で、大臣の諮問にお答えしたいと思います。

それでは、柴田総合観光政策審議官、よろしくお願いいたします。

【柴田総合観光政策審議官】      それでは、観光白書についてご説明させていただきます。観光白書につきましては3種類の資料を用意させていただいておりますが、大きなA3版の紙でございますけれども、要旨ということでご説明させていただきたいと思います。

1ページの左側でございますが、平成18年の訪日外国人旅行者数は、前年に比べ61万人多い733万人と過去最高を更新いたしました。日本人海外旅行者数も平成12年に次ぐ旅行者数を記録したということでございまして、日本人の海外旅行につきましては0.75%の伸びということになります。

訪日外客733万人の月別の状況については、下のグラフになってございまして、旧正月がずれました2月以外のすべての月におきまして、この伸びということで、トータルとしては左側の一番隅に書いてございますが、9.0%の伸びということでございます。

真ん中の円グラフでございますが、訪日外国人の数を各国別に分けたものでございますけれども、韓国、台湾、そして米国、中国ということで、米国が82万人、中国が81万人というような形で、中国が米国に迫る勢いということで、真ん中あたりに書いてございますが、アジアで71.5%ということで、7割を超えたという状況でございます。

それから右の上でございますが、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行は、愛知万博の影響もございまして、回数、宿泊数ともに前年度より反転したということで、若干下がった状況になってございます。景気の改善が、旅行消費にはまだうまく反映してきていないのではということでございます。

右の下でございませうが、これは1年古うございませうが、平成17年度の国内観光消費といたったものを分析したものでございませうが、24.4兆円、その生産波及効果は55.3兆円、付加価値誘発効果は29.7兆円ということで、国内総生産（名目GDP）の5.9%という形になります。雇用誘発効果については全就業者数の7.3%という形の推計が出ております。

次のページをごらんいただきたいと思ひます。今回の観光白書の特色といたしまして、経済効果についての分析を少しさせていただいたところがございます、左の上でございませう。平成22年、2010年における観光の経済効果につきまして、「日本の将来人口推計」、これは減少があらわれているという状況になるわけでございますが、これや「日本経済の進路と戦略」新成長経済移行シナリオを前提にいたしまして、訪日外国人旅行者数の1,000万人の達成、退職後の団塊世代の観光需要の拡大、また働く現役世代の有給休暇取得率の向上、これにつきましては現状49.6%ぐらいだったと思ひますが、55%に引き上げようという政府の決定がございましたので、これを踏まえた上で推計をさせていただきます、国内観光消費額が29.7兆円、先ほどの24.4兆円に相当するものでございませう。うち訪日外国人の消費額は2.5兆円、平成17年度は1.6兆円というものでございませう。生産波及効果等々をやっております、名目GDPの6.2%、全就業者数の8.2%ということで、若干ではございませうがシェアが高まるということをご推計しております。

右のほうは参考ということでございませうが、全国統一基準により実施した「宿泊旅行統計調査第二次予備調査」の結果によりまして、都道府県別の宿泊者数の統計が出てございますので、これは本年1月から本格調査を実施しております、期間は6月から8月まででございますが、参考までということで結果をお示しさせていただきます、東京が1位、2位が北海道、3位が千葉という状況になっているということをご説明させていただいております。

それから下のほうでございませうが、観光が地域にもたらす経済効果というのを分析させていただきます、左から青森県、群馬県、右側に参りまして岡山県、大分県、この4つの県を選んでおります。その考え方といたしましては、東京圏、名古屋圏及び大阪圏という大都市圏に含まれない県であって、これら大都市圏からの時間距離が比較的近い、例えば群馬とか、または遠いということで青森とか、岡山は大阪圏に近いということでございますが、かつ人口及び県内の総生産が全国の中位程度の規模の県を取り上げた

ということでございます。

青森県について見ますと、人口は144万、それから県内総生産は平成11年度から比べましてずっと落ちているというような状況で、第1次産業の比重が大きいということでございます。はやての効果によりまして、総観光客数は増加しているものの宿泊数は減少しているということございまして、現状を踏まえて、宿泊者数を10%程度増加させたらどういう効果が出るだろうかということで、生産波及効果158億円というような効果が出ておりますが、強みである豊かな旬の食材や農山漁村の魅力を生かし、滞在型・体験型観光の推進に一層取り組むことが肝要ではないかという指摘をさせていただいております。

群馬県につきましては、人口202万、首都圏から近いということ、さらに県内総生産額については12年から13年にかけてはマイナス5%であります。その後は横ばい、ただし首都圏に近いということもありまして、第2次産業の比率が高いというのが現状でございます。

総観光客数は減少、特に群馬県につきましては、物産品の県外からのいわゆる移輸入率が高く観光の波及効果が小さいという現状でございます。こういう現状や県の2020年の目標を踏まえましてシミュレーション効果を考えますと、やはり地場の食材を生かした高付加価値の食の魅力づくりや、魅力ある土産品開発等に一層取り組む必要があるのではないかとということで、シミュレーション効果の概要のところでございますが、平成22年度の目標値6,640万人に増加できるということ、さらに農水産品の移輸入率をそれぞれ43%とか、食料品を67%に下げるという形にすることによって、生産波及効果で221億円が出てくるという推計をさせていただいております。

右側に参りまして、岡山県でございますが、人口が196万人、県内総生産7兆900億円、対平成11年度比マイナス5.0%ということでちょっと低迷している。それから第2次産業の比率が大きい。ここは総観光客数、観光消費ともに減少ということでございます。シミュレーションとしては、観光客数を平成23年度の県目標値である2,710万人に、さらに観光消費額を1,530億円に増加させる。対平成16年比で8.9%でございますが、この結果、167億円ぐらいの生産波及効果が出るということございまして、東京圏等からの観光客の誘致推進、広域観光ルートの開発、食や特産品の付加価値向上等に一層取り組むことが肝要ではないかという指摘をさせていただいております。

次に、大分県でございますが、人口は121万人ということで、若干少ないわけでござ

います。県内総生産額は4兆5,500億円、対平成11年度比はプラス2.0%ということであまり伸びてはいない。ただし第2次産業の比率は高い。湯布院や別府に象徴されるところでございますが、総観光客数は増加しているものの宿泊数は横ばいということで、シミュレーションとしては日帰り客を宿泊客に転換し宿泊客率を4%増加させ、さらに日帰り客1人当たりの観光消費額を10%程度増加させることにより、215億円の生産波及効果が見込まれるというシミュレーションに基づきまして、滞在型・体験型観光の推進、また温泉や特産品等を生かした土産品開発等に一層取り組むことが肝要という指摘をさせていただきます。これらにつきましては、各県にもご説明をいたしているところでございます。

次に、18年度に講じた主な施策と、19年度に講じようとする主な施策ということでございますが、一番上のところで、平成18年度に講じた施策ということにもつながるわけでございますけれども、観光基本法制定から43年が経過したという中で、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の実現を目指して観光立国推進基本法が制定されたという記述をさせていただきます。

それから、講じた施策及び講じようとする施策につきましては、観光立国推進基本法第三章の節の区分に従いまして、国際競争力の高い魅力のある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備の4つのカテゴリーに分けまして記述をさせていただきます。

ポイントだけ若干ご説明させていただきますと、観光地の形成につきましては、「観光まちづくりアドバイザー会議」というのを設置いたしまして、各ブロック単位でいろいろな形の相談事業を実施させていただきます。

また3つ目でございますが、昨年8月に「地域いきいき観光まちづくり100-」というのを作成いたしまして、日本各地で創意工夫を生かした魅力的な観光地づくりにつきまして、他の例ともなるようなものを取りまとめて内外に発信しております。ウェブでも載せておりますが、アジアの方々を中心として、これに対しても大変アプローチがあり、予想以上の反響があったということでございます。

それから観光産業の人材の関係でございますが、泊食分離などのモデル実験をしたこと、また観光関係学部・学科の入学定員が増加いたしまして、平成18年度末で3,000人になったということ、それから今年度に入ってからでございますが、和歌山大学で観光学科が設置され、また北海道大学では関連の大学院が設置されたということがございます。

それから国際観光の振興の関係では、特に昨年は、日中観光交流年、日豪交流年、日シンガポール観光交流年といったものを契機とした交流拡大の取り組みを実施いたしました。韓国につきましては、1つの国で訪日旅行者数200万人というのは初めてのことでございますが、昨年12月に200万人を達成しております。

また、日中韓の交流促進ということで、北海道で初めての日中韓観光大臣会合を開催いたしました。ここに書いてございますような目標を含めた取り組みを採択したところでございます。今年も6月末に、中国の大連と青島で第2回目の会合が開催される予定になってございます。

それから観光旅行の促進のための環境の整備ということにつきましては、2つ目でございますが、外国語による情報提供を進めていることとあわせて、「国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会」を関係者の方々によって行っていただきました。中間取りまとめを公表いたしました。さらにこうした休暇の、需要喚起という側面にも光を当てているところでございます。

右側でございますが、19年度に講じようとする施策ということでございます。「観光ルネサンス事業」を実施しておりますが、その充実、また中小企業庁で、中小企業による地域資源を活用した観光などに対する取り組みの支援法というのが成立しておりますので、これに基づいて中小企業に対する支援を行いながら観光地づくりを進めていきたいというのが2つ目でございます。

それから次でございますが、「ニューツーリズム」の創出・流通促進ということで、長期滞在型やエコツーリズム、ヘルスツーリズムなどいろいろな新しい形の、特に着地型の旅行商品が生み出されつつございますので、これを何とか流通市場に載せていく支援、後押しをしてまいりたいということでございます。

また観光関係人材の育成につきましては、特に産官学の連携の推進ということで、インターンシップのようなものもございますが、そうしたものを進めていきたいという取り組みを書いてございます。

それから、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」、そして国際相互交流の推進ということでございますが、本年は去年の733万人を800万人にしたいという目標のもとに、日中国交正常化35周年、また朝鮮通信使400周年、こういったことを使いながら、また、日・タイ、日・カナダ、日・インドの観光交流年を活用した事業を展開していきたい。さらに国際会議等につきましては、昨年9月の安倍首相の所信表明演説で、特に国際会議



を伸ばそうということになっておりますので、これを推進していこうと考えてございます。

また旅行のための環境の整備につきましては、先ほどの休暇のあり方懇談会の最終的な取りまとめとあわせて、ユニバーサルデザインに基づく観光促進とか、地域の公共交通の活性化・再生の支援というような法律に基づきます取り組みを支援していきたいと考えてございます。以上でございます。

【平林分科会長】      ありがとうございます。ただいまのご説明をご参考にいただきまして、諮問を受けました観光白書についてご審議をお願いしたいと存じます。ご意見あるいはご質問のある方、どなたからでも結構でございますので、お手を挙げていただければと存じます。どうぞ、中村委員。

【中村委員】      それでは、皮切りということで私から発言させていただきます。3枚紙の2枚目に書いてあります観光が我が国全体にもたらす経済効果、あるいは地域にもたらす経済効果について、この白書の中で触れられたというのはおそらく初めてじゃないかと思うのですが、大変いい試みといえますか、私は大変評価をいたしたいと思います。もちろん今年は初めてですので、おそらくまだまだ試行で、これから年々充実してくるだろうと思いますが、大いに期待いたしております。

地域について、やはり地域サイドからいろいろこういった分析をし、評価をし、あるいはある程度ガイドライン的に方向性を示してもらえるというのは、地域にとってもありがたいことだと思います。そういう意味で、ある程度細かい分析をしていただくことなどが必要かと思いますが、同時に、やはり観光というのはブロック単位で旅行者は動くと思いますので、観光についてのいろいろな活動、施策というのでしょうか、そうしたものをブロック単位でやっていくことが効果的ではないかと思うわけで、事実、北海道や九州、近々は東北がそれぞれブロックで観光推進機構をつくっていくというような動きがあるわけでありまして。そういったことを考えていきますと、この白書の分析、調査もある程度ブロック単位で物を考えて、出していただけると一層いいのではないかと思います。いずれにしましても、こうした試みをされることは大変興味深いし、評価されるし、地域にとっても非常に参考になるのではないかと思います。

【平林分科会長】      ありがとうございます。ほかにございますか。では、小島委員。

【小島委員】      今の中村委員のご発言、大変そう思います。実は最近私どもは金沢で全国セミナーを行いました。そのときに松江から報告があった事例として、やはりそういうブロック単位といえますか、要するにあの辺は米子から出雲ぐらいまでが非常に近いん

ですね。だからそこを周遊するような観光ルートを、松江あたりが中心になって開発しており、それで結構人を呼んでいるということもありましたので、ご参考までに1つ。県単位というより、やはりもう少し広いネットワークが必要ではないかと。

それからもう一つ、この中でやはり気になります、宿泊客が伸びていない、減っているという現象は、交通網が便利になればなるほどそういう現象が起きるんですよね。そういうことに対応するためにも、実はネットワークで観光を考えることは非常に大切なんじゃないかと私は思うので、そんな観点も含めていただけるといいんじゃないかなと思っています。

【平林分科会長】      ありがとうございました。ほかに。それじゃ、西村委員。

【西村委員】      2点ほどあります。1つは、2枚目の右上にある都道府県の宿泊旅行統計から見た分析です。今まで統一的な統計がなかったのも、いろいろなことができなかったのが、こういう形でできるようになったことは、やはり非常に大きいことだと思います。ですから、その意味でいうと、ぜひこれをもう少し広げていき、さまざまな統計のスタンダード化といいますか、統一化、そしてそれをもとにきちんと科学的な分析ができるようなことをプロモートしていくというのは非常に重要だと思います。ですから、こういう形で第一歩がなされたと思いますが、それを強調されるのは非常に重要ではないかと思いません。

それから2点目は質問ですけれども、その下の経済効果のことで、非常に重要な指摘だと思いますし、私も勉強になるんですが、ここでシミュレーションをされているベースとして、それぞれいろいろな前提を置いておられるわけですね。その前提というのは、それぞれの県が持っている計画の数値を当てはめていらっしゃると思いますが、そのことは結局何を主張しようとしているのかということが、ややわかりにくいといいますが、例えばそれは県がそうした総合計画にきちんと観光のことを盛り込むことをプロモートされようとしているのか、それともある種経済効果があるというのであれば、もう少し全国的な1つの指標でもいいわけで、それぞれがばらばらの指標だと比べようがないですし、これで比べることにどれぐらい意味があるのかということになりますね。そこがこの表を見ると、ややメッセージがわかりにくいかと思います。非常に意欲的な試みで、ぜひ続けていただきたいので、その点についてお伺いしたいと思います。

【柴田総合観光政策審議官】      お答え申し上げます。先ほどからご指摘いただいておりますように、今回初めてということですので、まだまだ至らない点はあろうかと

思っておりますし、また統計の制約もございまして、ブロックに広げるのは決して容易ではないと思っておりますが、観点としてはブロック的な単位で物事を考えていくというのは非常に重要ではないかと思っております。

それからご質問の件でございますが、例えば各県、宿泊客とか旅行客数が1割増えたときにはどうなるのかということで一律にやってみたら効果はどうかというのは、1つの考え方としてはあるかと思いますが、逆に今まで県などで出している目標は、経済効果まで含めた形の目標設定はしておりませんので、まず県が掲げている目標を達成するとどういう効果があるのかということ、いわゆる経済的な視点で確認していただくために、今回それをご提示させていただきました。

それで若干それにプラスアルファしてやったほうがいいものはプラスしたということでございますので、比較しようと思しますと、例えば何人増えたからどうなっているというのは、幾つか割り算をして比較してみないとできないんです。

それともう一つは、この場合、宿泊統計のように比較できるようなベースに必ずしもなっていない統計もございまして、各県それぞれで見ざるを得ないのかなというのが今回のところでございまして、その制約を踏まえた上でこの程度のものになったということでございます。

**【平林分科会長】** ありがとうございます。間宮委員、お願いいたします。

**【間宮委員】** 今までのご発言とちょっと重なるかもしれないんですが、経済効果のところは今回の目玉ということで、私は非常にいいことを掲げていると思います。観光というのは、例えば何かのキャンペーンをやって、そういうインプットが、どういうアウトプットになるかというのは、実感としてよくわからないというところがございます。

ましてや白書を読まれる国民一人一人で見ますと、例えばホテル業をやっている、あるいは交通機関の当事者はわかると思いますが、ミクロの単位で関係者はわかっても、マクロとして観光産業はどの位というのは、多分あまり意識されないのではないかと思います。まさしくそれに対する回答といたしますか、数字で出されておまして、例えばGDPの6%というのはものすごいことではないかと思いますが、他産業と比べてどうかということがあります。産業としての観光を国民一般に説明するという意味において、大変いい数字だと思いますので、今後ともぜひ続けていただけたらと思います。

**【平林分科会長】** ありがとうございます。岡本委員、よろしく申し上げます。

**【岡本委員】** 今回ほんとうに大変勉強になるデータがたくさんありまして、すばらし

いことと思って拝見しております。何点か出ておりましたけれども、経済効果の分析はすばらしいと思います。やはり観光にかかわった町はすごく元気になっているんですね。非常に目に見えない、数字にはしにくいんですが、それがもたらす人間を元気にするというところをもう少し前面に出してもいいのかなど。そうすることでもう少し別の光が当たるのではと。せつかくですので、次の段階で、人の心や体など、そうしたものに与える影響を、何らかの形で拾っていけないかと思いました。

それから4つの県をこうして比較するのは、私自身も大変参考になりました。やはり評価をするときに、通常、研究上は、何をやったからどういう結果が出たというように見ていきますので、その意味では「観光ルネサンス」といった事業を行った結果として、何がどう動いたかというのを今後入れていかれると、分析をしていくにも少し正確なものが出てくるのではという気がいたしました。以上です。

【平林分科会長】 ありがとうございます。では、廻委員。

【廻委員】 今の岡本委員のご発言のフォローアップのようになりますが、やはり他の先生がおっしゃるように、今回、経済効果について冒頭に盛り込んでいただいたのは前進だと思います。よく言われますように、観光の効果としては経済効果と社会効果がございしますので、これから先の話ですけれども、経済効果と同時に社会的な効果にも触れて頂ければと思います。社会効果というと漠然としますけれども、先ほど岡本先生がおっしゃいましたが、人として休みをとって、観光によってさまざまな知識を得ることによってどういうふうに個人個人がよくなっていくのか、人間の生活の質が上がっていくかという面と、地域あるいは国にとって、また、国際観光において、国際観光を振興することで、例えば日本のイメージがどのように変遷していったのかなど、さまざまな社会効果の指標はあると思います。そうしたことにも今後は取り組んでいただければと思います。

【平林分科会長】 ありがとうございます。

【中村委員】 よろしいですか。

【平林分科会長】 どうぞ、中村委員。

【中村委員】 細かいことで別に反対という意味では全くありませんけれども、19年度の観光施策というところを見て、18年度もあるのかもしれませんが、第2章に「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」と書いてあって、第1節が「観光産業の国際競争力の強化」となっているわけですが、ここで言っている「ニューツーリズムの創出・流通の促進」というものと、「宿泊産業の活性化」ということは、国

国際競争力の強化ということと、どうも少し違うのではないかという感じもします。むしろ全体に国内の旅行者のニーズの高度化といいたいまいしょうか。第1節、1というところでニューツーリズムが出ています。ここは観光旅行者の需要が変わってきたのでそれに応じるということで、国際競争力の強化とは少し違うのではないかという感じがいたします。こうした施策を講じるのは非常にいいことなのですが、国際競争力の拡充、強化という角度からとらえるのは少し違うのではという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

【平林分科会長】 それでは、幾つかご意見、ご質問も出ていますので、この段階で柴田審議官のほうから。

【柴田総合観光政策審議官】 確かに「観光産業の国際競争力の強化」というように整理する場合、単純に言いますと、例えば労働生産性が上がって、バリュー・フォー・マネーで安いお金で楽しんでいただけるという形になれば、非常に直截なわけがございます。書きぶりとして間接的かもしれませんが、お客様のニーズに合ったものを提供できるような体制を組んでいくことが、国際競争力の強化につながっていくのではないかという位置づけで、ここに入れさせていただいている次第でございます。

【中村委員】 別にそのこと自体に反対しているわけではありませんが、国際競争力の強化につながらないことはないのだけれども、観光施策としてとらえる場合に、そういった視点からとらえるだけではないのではないかということをお願いしたかったわけであります。

【柴田総合観光政策審議官】 現状では、国際観光競争力の強化について、第二部第3章で、包括的に書いてございます。

【平林分科会長】 ありがとうございます。では、谷野委員。

【谷野委員】 そもそも論ですけれども、以前も申し上げたように、観光立国といい、1,000万人という目標といい、国交省のご熱意は別として国交省だけでできるものでもない。オールジャパンで取り組まなければいけないわけですね。その仕組みがどうなっているのか。官邸に観光立国推進戦略会議というのがありましたね。あれはまだ存在していますか。

【柴田総合観光政策審議官】 はい。

【谷野委員】 するとここでの議論は、重要なものはその戦略会議へ流し込んでオールジャパンで取り組むという仕組みになっているのですね。そうであれば、ここでは、何も国交省の所管にかかわらないようなことについても、これからもどんどん委員の方々から

おっしゃっていただけたらいいと思います。そのことをまず申し上げて、ところで、これは以前から申し上げておりますが、国交省は、大変いいことをなさったと思うのは、例の地域を限定した通訳ガイドの仕組みの導入ですね。別途の資料で今後通訳案内士を5割増やすと書いてある。しかし、これは容易ではないと思います。地域限定ガイドは、そのために法律も改正されまして、非常にいいことをなさったと思いますが、これからのインバウンドの狙い所は、何と言っても中国だと思います。それから先ほどご説明があったように韓国ですね。ところが、以前申し上げたように、これらの国々から来る観光客への対応（インフラ）で、ガイドひとつをとってもみても、全くできていないのです。だから、今度の地域限定制度は非常にいいことをされましたが、国交省も地方自治体にお任せにならないで、是非国で、もっと宣伝していただきたい。そして留学に来ている、あるいは就学生で日本に来ている学生たちが、どんどん試験を受けるようにもって行って欲しい。週末、若干の小遣い銭の稼ぎになります。この通訳ガイドの試験のレベルは易くなるわけですし、出題内容も地域限定のものになるわけですね。ですから、中国や韓国から勉強に来ている学生たちが積極的にこれを利用する仕組みを国全体でつくったらいいいと思います。

先ほどの中国の訪日旅行者80万人のうち観光で来ているのは何人ぐらいいるのか分かりませんが、しかしいずれ中国から500万人の観光客が来てもおかしくないと言われてますね。これはもう言葉（中国語）が不自由な日本のガイドでは完全にお手上げです。ですから今、中国からの学生だけで日本に8万人いるわけですから、大いにこの人たちを使ったらいいいと思うんです。それから韓国。韓国人もますます日本語ができない世代が出てきているわけです。しかもその韓国から日本への旅行というのはますます増えてくると思いますから、ぜひ、国交省のほうでその方向で地方自治体を督励していただきたいと思えます。そうした趣旨のことは国交省の資料の該当部分には必ずしも書いていないですね。ロンドンやパリなどで、あちらのはとバスのような観光バスで日本人向けガイドをやっているのは皆日本人です。日本人ガイドの方々には大いに頑張ってくださいとして、ああしたことももっとやっついていかないと、特に中国人対応というのはいずれ全くお手上げになると思えます。事実、すでに日本人ガイドさんの中には、何と言っているのかよく分からないという不満を中国人観光旅行者から聞くことがあります。それが1つ。

それからこれも以前からよく申し上げておりますが、私どもも外国に行けばホテルでNHKのチャンネルを探します。ところが、日本は、東京でさえ、中国人が来て、ホテルの部屋で、中国の中央テレビ（CCTV）が入っているところは全くないですね。これもも

っと広めたら、中国人のリピーターが増えてくると思います。やはり外国に居ても本国のニュースを見たい。「どうして中国のテレビを見られないんだ」と中国から来た人たちはよく言うんですね。これは、国交省のお仕事の範囲では無いかもしれませんが。

それから、これは国交省ではなく、外務省ですけれども、この間平林分科会長が言っておられたビザへの対応です。二階先生等のご熱意で、中国からの団体観光旅行はどんどん増え、今ではオール中国から受け入れることになっています。この間新聞に出ていましたが、中国東北地方の総領事館でも、訪日団体観光旅行の査証発給をやることになりましたね。私はいずれ個人の観光客にもビザを出したらいいと外務省などに言っているんですが、それはそれとして、今、中国のどの公館でもビザ発給に対応する人手が足りなくて、お手上げの状況です。ですから平林分科会長が言っていたようにシルバーボランティアの導入ができるのかどうかです。

それからもう一つの問題は、ビザ発給窓口の対応で、これはごく一部の方ですが、ビザを申請、取りに来る人に対して、犯罪者を相手にしているかの様に対応するようなことがままあるようです。そういう方は、日本では、犯罪者に対する対応がお仕事だったというお立場だったから、それを北京や上海で変えろと言ってもなかなか難しいのかもしれないが、その辺はやはり、気持ちを切り替えていただかなければなりません。

ですから、やはりシルバーボランティアのようなことがビザ発給の仕事でも可能ならば、そうしたことをどんどんやったらいいと思います。日本に1,000万人の観光客を受け入れる、いや、いずれ2,000万人だと言うのは易しいけれども、それへの道筋を具体的にどういうふうにつけていくかということ、実はいろいろ考えなければいけないと思います。

もちろん中国から来る不心得者、この人たちに対しては、それはそれできちっと対応しなければいけない。しかし、ごく少数のそういう不心得者のために大きな門を閉ざすべきじゃないと思いますし、中国では日本への関心は非常に強いわけですから、韓国人もそうだと思いますが、その受け入れのための仕組み、対応をぜひお願いしたいと思います。

それから、パリのシャンゼリゼを歩かれた方もいらっしゃるかと思いますけれども、あの目抜き通りの一番いいところに、大きな観光案内所がありますよね。そこにはいろいろなパンフレットが置いてあります。しかし、我が国では、JNTOの拠点は東京交通会館ですか。しかも10階でしょう。どこかもう少し顔が見えるところに移れないのかと思います。これは予算の話になりますが、ぜひお願いします。

【柴田総合観光政策審議官】 よろしゅうございますか。

【平林分科会長】 よろしく申し上げます。

【柴田総合観光政策審議官】 私から若干お答えさせていただきます。ガイドの問題は、谷野委員から前々からご指摘いただいております、私どもも問題の認識を持っております。今年度中でございますが、長崎県など4県で地域限定のガイド試験を実施致します。

【谷野委員】 北海道は？

【柴田総合観光政策審議官】 北海道は、まだ入っておりませんが、4県からは実施するというところで外客来訪促進計画の変更の申請があり、その同意をつい先日行いました。

【谷野委員】 制度自体はまだ知られていないのではないですか？

【柴田総合観光政策審議官】 制度自体は知られていないことはないと思いますが、やはり各県の対応の問題がございます。準備に時間がかかるということで、昨年度中に実施するところがあるのではと期待していたんですが、行われなかったという状況になっております。

ただ、いずれにしましてもこのガイドの問題は大きな問題でございますし、今回の基本計画の中でも通訳案内士の数、そしてボランティアガイドの数を増やしていきたいと思っておりますし、少し希望的観測でございますが、私の理解でもNHKの中国語講座の受講者はものすごく伸びていると聞いてございますので、そうしたことが徐々に浸透してくるのではないかという期待も持っております。

【谷野委員】 NHKの講座レベルでは観光ガイドは務まりませんよ。私は、在日の中国人をもっと使えばいいと思いますが。

【柴田総合観光政策審議官】 中国人の方も使いたいということで、昨年は、中国で試験を行いました、合格した方はまだ少なかったものですから、試験のシステムそのものもよく考えていかななくてはいけないと思います。また、学生など使う方法も何かないか、この辺はいわゆる添乗するといえますか、付き添って行うというのはどうしても通訳ガイドに当たりますので、案内所などそういうところで応援する体制になればできるかもしれません。ただ就業の問題との整理は若干あるようでございますので、その辺も含めてよく勉強して、何とかご指摘の点が顕在化しないように対応したいと思っております。

それから2つ目の外国語放送の関係でございますが、これもご指摘ございまして、逆に中国あたりは新興なものですから、いろいろなところにホテルができて、全部外国語が入って日本語の放送も見られるということでございますが、昨年の税制改正でこういうも



のを導入する際について税の優遇措置を導入いたしました。これで今一生懸命発破をかけておりますので、その結果が出てくることを大変期待しておりますし、私どもも機会があるたびに、宿泊業界に対してそうした努力をするようにということを要請させていただいております。

それからビザの関係でございますが、先ほど谷野委員からもご指摘があったような形で、瀋陽と大連の領事館の事務所で、5月31日から査証の発給手続が実施されるということでございます。私自身、外務省領事局長や法務省入管局長、そして警察庁刑事局長に、もう3回ぐらいずつ行っています。例えば法務省でだめと言っているケースもあれば、外務省がだめと言っているケースもあるしということもございますが、関係機関にビザの緩和についての働きかけを一応しっかりやっているつもりでございます。

私どもの大臣も大変熱心でございます。今般インドに行かれた際についても、査証当局間協議が、向こうのムカジー外相が3月に日本に来たときに外務大臣との間で話をセットするというのがちょっとうまくいかなかったこともあり、それを何とか前に進めていただきたいという外務大臣の書簡を持って、私どもの冬柴大臣がインドを訪れまして、シン首相に働きかけをしております。そうした形で私どもとしてもできる限りのことをやっているつもりでございますが、ぜひ外務省の大先輩でございますお二人の委員の方々に、また外務省に対しての働きかけについてもお力添えをいただけると大変幸いだと思いません。

それからJNTOの件については、私どもも考えなくてはいけない課題ではあるかとは思っておりますが、もしよろしければ間宮委員、お願い致します。

**【間宮委員】** 今お話がありましたように、TICということで外国人の案内所が交通会館の10階にございます。その前は有楽町の近くですが1階にあって大変繁盛しております。1階にあったときと10階に移ったときの利用者の数を比べますと、やはりがたんと落ちている。これはロケーションの問題であろうと思います。最近少しずつ上がってまいりましていい傾向だと思います。ただ今年の桜の時期には、廊下に座って順番を待っているような大変な繁盛ぶりで、狭くてロケーションがよくないというのは大変なディスプレイだと思っておりますので、一等地とは言いませんけれども、何とか場所を移したいというのが我々の念願でございます。10階に移ったのも、何でも予算的な問題だと聞いておりますけれども、そのあたりもやはり観光立国という大きな目的のために、何とかうまくやっていただきたいというのが切なる思いです。

そこではボランティアの通訳で、中国語、韓国語はもとより、英語やフランス語についても、いわゆるシルバー族の方々、あるいは外国駐在の経験のある奥様方の力を借りながら、今やっているという実情でございます。

【平林分科会長】 ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。中村委員。

【中村委員】 たびたび申しわけないですが、実は基本計画のほうで申し上げようと思っておりましたが、今、谷野委員からお話がありましたものですから、通訳案内の問題についてですが、本来は基本計画のほうで申し上げるべきことかと思いますが、谷野委員がおっしゃるように、中国からのお客様、観光客をおそらく1けた、2けたと増やしていくんだらうと思うわけですね。1けた増やしていくときに、増やされた人の最大の問題はやはり言葉の問題だらうと。そうすると、言葉の問題、確かにこの目標にも書いてございますが、ガイドの数を増やしていく、あるいは地域限定の数を増やしていくということですが、1けた増えるというのにはとても対応できないのではないかという気がするわけでありまして。

昨日も中国の方と、日本への観光客をどうやって増やすかという話で何が問題か議論をしていたんですけども、やはり言葉の問題が最大のネックだと。そこで、まさに谷野委員のご指摘のように、私も全く同感なんですけども、留学生を活用するということを考えていかななくてはいけない。それで留学生に、ほんとうにガイドの日本の地理等の勉強、あるいは観光情報を勉強してもらう必要があるかという、それは疑問だと思うんですね。もちろんそういう人もいいんですけども、問題はやっぱり日本語と中国語の間をつないでもらうということ、あるいは中国の人たちのいろいろな心配を引き取って日本に伝えてもらう、そういう仕事だらうと思って、むしろ通訳の仕事ではないかと思うわけです。

そこでガイドを増やすという話と、そういう通訳を増やすという話とを分けて考えて、両方とも観光政策の基本計画の中に入れて考えていくべきではないだろうか。それで通訳の部分については、まさに谷野委員のご指摘のように、たくさんの中国の留学生を活用する方法を制度的につくっていただけたらいいのではないかと思います。ちょっと白書の意見と違いますけれども、関連するもので申し上げさせていただきました。

【谷野委員】 私はガイドもやったらいいと思うんですね。長崎だけだったら、あそこの中国の留学生、私も以前申し上げたように、全国統一の試験だと徳川幕府の何代目の將軍の名前を言えとか、そうしたことは必要ない。長崎だけを案内する。それは地域限定ですから、長崎大学で勉強して二、三年いれば、長崎ぐらいいは案内できますよね。徳川、江

戸時代のことを知らなくても。

それから、就学生、留学生、とにかく1週間のアルバイト時間というのはもちろん決まっています。それを超えてはいけませんが、かなり長いですよ。

【中村委員】 28時間。

【谷野委員】 だから週末はフルに使えるのではないのでしょうか。

【中村委員】 週28時間です。

【谷野委員】 それじゃもう十分できるじゃないですか。

【平林分科会長】 フランスは、正規の労働者でも35時間と言っているんですから、28時間あれば十分できる。

【柴田総合観光政策審議官】 前々から問題意識は持っておりまして、私自身も検討を指示しているんですが、まだ少し成果まで来ておりませんので、中村委員からもご指摘された考え方も含めまして、具体的な成果をどういように出すかということで考えまして、またご報告させていただきたいと思います。

【平林分科会長】 岡本委員、どうぞ。

【岡本委員】 大学で留学生のところをずっと担当してきたので、少し考えているところを申しますと、週28時間あれば十分というのは全く間違いだと思います。それでは生活ができないので、観光の案内というのは限定した時期ということでしょうから、それでずっとやれるのであればいいですが、現実問題として、とてもじゃないけれどもそれでは学生はなかなかやっていけないと思います。

ただ、活用するというのは大賛成です。日本人の今の中国語のレベルではどうにもならないというのはほんとうにそのとおりですけれども、ただ、学生さんで中国の方、韓国の方が入ってきておりますが、意外と学生同士で日本人との交流というのはあまりないんです。やはり自分たちで固まってしまう。だからそういう意味では、日本の韓国語、ハンダ語や中国語を学んでいる人が、ほんとうにある一定の地域であれば、それを説明するのにどういよう中国語、どういよう韓国語であればいいのかということをして学んで交流をするというのが非常に重要なので、日本人の活用というのもやはり同時にいいのではと思います。

それと中国というお話で、やはりこれは国交省に申し上げてても非常に酷な話で、全然関係ないと思ったので。ただ、ほんとうにソフトの問題といたしますか、例えば留学生が入ってきて、まず外国人登録をする前に、住所を決めて銀行の口座を開かないといけない。これは今ものすごく厳しいんです。1週間ぐらいかかってしまう。大学の入学受け入れが

あってもだめなんです。そうすると、銀行の口座が開けないと外国人登録が済まなくて、保険証も出ないというようなことがあって、したがってとにかく人を入れるということは、この点は銀行業界にどう願うかというようなこともあると思います。

それからホテルでも、赤坂にあります某高級ホテルでもチェックインが2時半とか3時になっていて、旅行者の方が来られたときにも泊まれるのですが、3時になって、はい、並んでくださいというような感じなんです。中国というのはとにかく臨機応変に何でも制度を変えていくので、ほんとうに早朝に着いても、制度はあるんだけど入れてくれるというのになれてきた人たちが日本に来たときに、高級ホテルといえども、何で3時になって列をつくらなきゃいけないんだと言ってすごく怒るんです。

ですから、この点も、ホテル業界の方も、もう少し運用を柔軟にやっていただかないといけないのかなと。そういうのはほんとうにお役所の関係じゃないんですけども、ただ、せっかくのいい施策を講じていっても、そのエンドのところでしたことが起こると、やはりなかなか効果が出ないのかなという気がいたしました。以上です。

**【平林分科会長】** ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

では、私から一言よろしゅうございますか。質問も兼ねてですが、この白書は英訳というのはあるんですか。あるいは英語の抄訳みたいなものは。まだございませんですか。

**【柴田総合観光政策審議官】** ないそうです。

**【平林分科会長】** 今年度はどうかと思いますが、今後の課題として、白書をどこまで外国の観光客、政府が読んでくれるかちょっと定かではありませんけれども、諸外国あるいはいろいろな国際機関、観光業者にも日本がこれだけいろいろなことをやっているということを知っていただくためには、何かまとまったものが要ると思います。昨今の時代ですから、白書としてきれいな冊子にしなくても、こちらの国交省のインターネットでもよろしいと思いますが、最低限英文、将来的には韓国語、中国語も含めて、インターネットでわかるようにしておくとうよろしいのかと思っております。

2番目ですが、MICEなんです、諸外国でも最近はどうも韓国が熱心にやっているようでございますが、諸外国は取り合いをしております。しかも学会などはありとあらゆるものがありますね。医学会だけでも何十とありますが、これをやるためには、国内的にそういう各種団体へのキャンペーンというのでしょうか、活動は必要かと思っております。彼らは独自に自分たちの仲間で、次はどこでやろうと決めることは決めるんですけども、政府あるいは民間がどれだけ熱心に推進するかにもよります。モーターショーやいろいろ

な見本市関係はかなり進んでいると思うんですが、そのほかにもたくさんあると思いますので、また日本は適地がたくさんあると思いますから、ぜひこれの国内的な対策あるいはキャンペーンをお願いできたらと。今回の白書では、例えばMICEの来年度計画というのは入っていませんね。将来的にはそうしたものも入れていただいて、次年度はこういう重要な国際会議が日本で開かれるというようなことも載せるようにしていただければと考えます。

3番目ですが、先程来の話で、県単位もいいですが、しかしブロック単位でやったほうがさらにいいというようなこともございますが、ヨーロッパを見ていますと、フランスは特にそうですね。これは業者がやっているんですが、例えばフランスの世界遺産をめぐる旅という、1週間か10日で、南仏から始まってフランスを斜めに横切ってモン・サン・ミッシェルまでいく。ですからブロック単位どころではない、全国的な広がりになったものもございます。

日本の場合にもそれはあるのではと思います。私事になりますが、この間、東北の桜の名所を見るツアーに行ってきましたが、青森、岩手、秋田と3県にまたがって桜を追っていくわけですね。大変いいものですが、ブロック単位は当然のこととして、各県あるいは観光業界で行われていると思います。もう少しさらに広域的な点につきましても、今後の課題としてお願いしたいという感じがございます。

先程来、ガイド、ボランティア、ビザ等のことも出ていますが、私の感じでは、やっぱり全政府的にやらないといけないと。最終的には、外務省に言わせると、一番のハードルはやはり財務省なんですね。たかだか領事ボランティア的なものでも財務省の予算措置が要するというわけです。したがって、今後全省庁的に行う場合に、ぜひ財務省の理解を求めていくということも非常に重要なことと考えられます。

たくさんの方が言えると思いますが、とりあえず私からは以上のことを申し上げておきたいと存じます。

【谷野委員】 1つだけ。

【平林分科会長】 はい、では谷野委員。

【谷野委員】 来年、北京オリンピックがありますね。それから2010年が上海万博です。オリンピックといい、万博といい遠いところから来る人も大勢いるでしょうから、ついでに日本までちょっと足を伸ばしてもらおう。JNTOは北京に事務所もあります。また、上海と羽田間は今度シャトル便がスタートします。日本への理解者、ファンを増やす

ためにも、この機会に事前にいろいろな日本についてのパンフレットを外国で配る仕組みをつくっておく。これ（北京オリンピック、上海万博）をほうっておく手はないと思うんですね。大きなビジネスチャンスと言ってもいい。

【平林分科会長】 では、小島委員。

【小島委員】 今のお話なんですけれども、例えばヨーロッパから人を呼び込むなんて話になると、今はすごいチャンスなんですよね。というのは、あれだけユーロが強くなっていて円安になっていますから。だからそうした時の戦略のようなものを少しずつ考えていかれたらいいのではと思います。

【平林分科会長】 そうですね。欧州とアメリカでは、ユーロとドルのレートで旅客の流れが変わるんですね。今はヨーロッパからアメリカなんですけど、逆になりますとアメリカからヨーロッパ。ですから、これは今、小島委員のご指摘を勘案することもかなりよろしいのではないかと思います。

間宮委員、どうぞ。

【間宮委員】 今北京オリンピックと上海万博のお話が出まして、私どもJNTOもそれを十分認識しておりまして、ビジット・ジャパン・キャンペーンが2003年4月から始まりまして、ちょうど4年たったところなんです。733万人と、スタートが521万人で大体9%ぐらい伸びてきているんですが、あと残り4年ありますから、ちょうど折り返し点で、これから後半戦に入るところで、後半戦、4年というのは何が起こるかわからないというような危機感も同時に持ちながら戦略的に取り組む。その1つがまさに上海万博で来たお客さんを黙って帰らせる手はないと。砕けて言えば、上海でこってりした中華料理を食べた後には、日本へ寄ってお茶漬を食べると、こんな感じになるんでしょうか。2009年にそれを始めたのではもう遅いので、これは今から取り組まなければいけないということで、今年10月に全世界の事務局長が集まりますので、そこでその辺の問題を討議すべく今準備を既に始めたところでございます。

【平林分科会長】 ありがとうございます。

【柴田総合観光政策審議官】 ご指摘に対するご説明をさせていただきます。英文の白書の関係ですが、昔JNTOが、一部薄いものでございますが出していた経緯がございます。そうしたことも含めまして、英文といいますか外国語で日本の観光政策の発信をする。これは手法については考えていきたいと思っております。

それからMICEにつきましては、去年の夏前に関係省庁、関係業界の方々に集まって

いただいて検討会を設けまして、その結果のようなことも含めて総理が取り上げていただいたような形になっております。また官邸からの強いご示唆がございまして、今、全省庁を巻き込んだ形でMICE、国際会議という動きになってございまして、そういう文脈で学会や関係業界、関係団体などいろいろなところに働きかけをさせていただいている状況でございます。

それから、間宮委員からもお話がございましたが、北京オリンピック、上海万博、こういうものを活用しながらいかにして取り込んでいくかということは、長期戦略も立てながら進めさせていただいている次第でございます。

それから大変幸いなことでございますが、ヨーロッパからは今年に入りまして、今までフランスだけが伸びていたんですが、このところほかのヨーロッパからも訪日旅行客数が出てきているような状況になっておりまして、これが続けばと思っております、その点にも力を入れていきたいと思っております。

【平林分科会長】      ありがとうございます。それでは、宮下委員。

【宮下委員】      先ほどからの中国の方の受け入れの関係で、将来的な話がされておりますけれども、外国に行きますと、よく「チャイナ、チャイナ」と間違えられますね。「日本」と答えますと、ああ、そうですかということになるのですけれども、一方、中国の方が日本に来た場合、先ほど通訳の問題などいろいろありましたが、近くて遠い国といえますか、文化も違います。受け入れて旅館に連れていきますと、浴衣を着て、あぐらをかいてという習慣がないので、男性の方でもあぐらをかくと横に倒れるということです。また、温泉にも入る風習がありませんので、下着をはいて行くとか、こうしたことで何かやはり日本のことを理解されていないのではという感じがします。

昨年の中国からの訪日旅行者数が81万人であると。中国は日本の十数倍も人口がおられるわけですので、たくさんの方が外国に行っておられると思います。中国の方がどれだけ外国に行っているのか、この辺は日本の81万人の比ではない方が中国以外の外国に行かれていますので、南アフリカはよく中国の方が行かれておられますが、その辺のことを比べてみた場合、日本の81万人と、中国の方がよその国へ行かれているのと比較して日本がどうなのかということがわかると思いますので、もし今わかっているのだら、中国の13億ぐらいおられる方が海外旅行へ、どこの国にどれぐらい行かれていますのかお聞かせいただきたいと思います。

【平林分科会長】      ありがとうございます。大分次の議題のほうに入っておりますけ

れども、観光白書につきまして、ほかにご意見はございませんでしょうか。

【平林分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、これまでいろいろご審議を承ってまいりましたが、各般のご意見、ご指摘、たくさんございました。柴田審議官からも適切にお答えいただきました。大筋においてこの案、つまり観光白書に関する国土交通大臣の諮問にどうお答えするかということでございますが、本案につきましては、おおむねご賛成というように見受けられましたが、そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【平林分科会長】 それでは、委員の皆様のご意見につきましては、今後政府におきまして十分ご配慮の上、政策の実行に当たられることを希望しながら、また細かな字句の修正については、僭越ながら私にご一任いただければと存じます。大臣からの諮問に対しては妥当であるという旨の答申を当審議会として行うということで、交通政策審議会の会長にご報告したいと思いますが、お差し支えございませんですか。

(「異議なし」の声あり)

【平林分科会長】 それでは、当分科会としては、観光白書につきまして妥当であるということで答申を申し上げたいと思います。

【平林分科会長】 それでは、次の議題に移らせていただきます。議事次第の3、観光立国推進基本計画（案）についてでございます。これは観光立国推進基本法の第10条第3項の規定に基づきまして、観光立国推進基本計画（案）につきまして、国土交通大臣から本審議会に対して諮問がなされております。この基本計画（案）に関しまして、現段階での案の概要について国土交通省からご説明をいただきたいと思います。

【柴田総合観光政策審議官】 資料5に従いましてご説明させていただきます。資料の右横に、上のところがございますが「非公表」と書いてございまして、いわゆる役所ベースでもまだ調整がついていないものということでございまして、まだ非公表でございますので、そういう前提でございましていただければと思います。

この基本計画につきましては、基本的な方針、観光立国の実現に関する目標、そして施策を立てるという形になってございまして、第1ということで基本的な方針でございますが、4つ挙げてございます。第一に「観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大させるとともに、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展させてゆく」、第二に「将来にわたる豊かな国民



生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進していく」、第三に「地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現していく」、第四といたしまして「国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、観光の発展により、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献していく」、こうしたことを基本的な方針に書こうという考え方でございます。

計画期間は5年ということございまして、観光立国の実現に関する目標ということでございますが、「訪日外国人旅行者数を平成22年（2010年）までに1,000万人にすることを目標とし、できる限り早期に日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す」という書き方でございます。

それから国際会議は、先ほどから申し上げているような形のものでございます。それから、日本人の海外旅行者数につきましても、「平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる」ということでございます。訪日外客のほうの伸び率に比べますと低い伸びでございますが、2,000万人という数字を目標にさせていただきたいと考えている次第でございます。

それから国民の国内観光旅行の関係でございますが、できるだけわかりやすい表現にしようということで、18年度では1人当たりの宿泊数は2.77泊でございますが、もう1泊増やすということで、「年間4泊にすることを目標とする」としております。

それから、「観光旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする」。これは観光白書で先ほど申し上げましたが、有給休暇の取得率が高まったり、団塊の世代の休暇の取得が高まりますとおよそ29.7兆円になるということでございますので、最近のトレンドからみるとかなり難しい数字ではございますが、これを目標にしようという形で書いてございます。

それから時間もございませんで省略させていただきますが、「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」というところで3つほどの目標、「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」のところ4つほどの目標、「国際観光の振興」に関する目標についてはインバウンド、アウトバウンド両方でございますが、これらの目標を設定しようという表現ぶりにしております。

5ページからは個別でございまして、こういう項目に従いまして、それぞれの施策の展開の方向性を記述していただくべく、関係省庁と今現在調整中ということでございますの

で、この項目等々をごらんになりまして、お気づきの点をご指摘いただければ大変ありがたいと思いますし、こういう観点はどこに入るんだというようなご意見でも結構でございますが、ご意見を賜ればと思っております。まだ現在の段階でございますが、詳しい表現がついていないのでまことに申しわけございませんが、こういったところでご意見を賜れば幸いということでございます。以上でございます。

【平林分科会長】 ありがとうございます。それでは、この基本計画案につきまして、委員の方々のご意見を承りたいと思います。中村委員。

【中村委員】 ある観光事業の幹部の方の意見をちょっと借用しますが、言ってくれと言われたこともありますので申し上げさせていただきますけれども、今度の計画の中で国民運動のようなものを少し提唱して実施していかれたらいいのではないかと。観光産業の人たちだけではなく、市民の方々が外国の人たちに対し、ホスピタリティーを持っていたくようなホスピタリティー向上国民運動のようなものを国土交通省で、今この計画の中で提唱し実施していくと。例えば、常にテレビコマーシャルを流せば一番いいんでしょうけれども、JTがマナー向上運動をやっていますね。ああいったことをやっていくべきではないかというご意見がありまして、私も同感でありますのでひとつお願いしたいと思います。

【平林分科会長】 ありがとうございます。ちなみに申しおりましたが、正式にはこの観光立国推進基本計画（案）は、タイミングについては後ほどお決めいただきたいと思います。次回の観光分科会で皆様にご審議いただくということになっておりますので、本日のところはプレリミナリーなご議論あるいは質疑応答ということでございます。

ほかに何か。西村委員、どうぞ。

【西村委員】 1点だけですが、資料5の1ページの最初の方針の中の③にかかわるところですけれども、地域住民云々と書いてあるところに対応した施策があまり書き込まれていないのではという印象があります。一言で言うと観光まちづくり的なもので。といたしますのは、今の日本の各地、例えば中山間地とか人口減少しているところは、何か自分たちが頑張るための手がかりとして観光もやりたいというところが増えてきているわけですね。ですから観光がメインの産業であるわけではないし、観光で大きく経済的にどうかなるというわけでもないのですが、少しでもインカムがジェネレートされたり、もしくは外から見てもらうことで元気づくことが、地域にとって次のステップとして非常に重要だというような意識が強いと思うんです。

ですから全体の基本計画の中身は、割に観光が産業として特化しているところを中心に書かれているようですが、そうではない、あまり観光がメインではないところも、徐々に関心が高まってきているわけなので、そうしたところにも、この計画がきちんとカバー、目配りしていて、なおかつ応援しているというメッセージがもう少しあったほうがいいのかと。それは例えば言葉で言うと観光まちづくりで、まちづくりの中に観光も入れ込んでいくというような感じですか。ですから、これを読みますと、そうしたところが少ないかと思いましたが、工夫ができればと思います。

【柴田総合観光政策審議官】 お答えいたします。中村委員のご意見につきましては、8ページの「4. 観光旅行の促進のための環境整備」というところがございますが、「観光の意義に対する国民の理解の増進」となっておりますので、ここのところでいかにうまく書くかということでございますので、ご指摘を踏まえまして、もう少し中身について検討させていただきたいと思っております。

それから西村委員のご意見の関係でございますが、確かに5ページあたりで観光地づくりやまちづくりというようなことが書いてございますけれども、必ずしも基本的な方針で示したような感じの書きぶりでは、これだけを見ますと見えませんので、少しその辺の工夫をさせていただきたいと思っております。

【平林分科会長】 間宮委員、どうぞ。

【間宮委員】 私はJNTOでいわゆるインバウンドを担当してございまして、その立場から何点か申し上げたいと思っております。国際観光の振興というのが強くうたわれてございまして、基本法の前文には、日本の現状が国際競争の激化に対する対応がまだ不十分なので、外国人旅行者を増やすことによって国際観光の振興を図り、それで観光立国を実現するというような文脈で書かれているわけがございますので、この基本計画では、国際競争に勝つという観点から、そのための施策、その基本方針ということを書くことが不可欠だろうと考えております。

外国人旅行者の誘致は、例えてみますと、日本という観光商品をどうやって売り込むかという言い方もできるかと思いますが、そのためにはまず日本という商品のクオリティアップと環境の整備が重要なのは言うまでもありません。それに加えて、やはりマーケティングあるいはセールスといった部分も重要だろうと思っております。

JNTOはその点、海外に13カ所の事務所を置きまして、いわばマーケティングあるいはセールスの支援をして最前線に立っているわけがございますけれども、諸外国のそう

した体制を見ますと、観光先進国はもとよりですが、特に今、勃興中のアジア諸国も政府観光局としての位置づけを極めて明確に前面に出しまして、しかるべく予算もつけて、また海外事務所を幅広く展開しているという実態がございます。そういう国々と競争して日本へ連れてくるということが重要だと思いますが、そうした観点から見ますと、日本はまだまだ不十分であると思わざるを得ないわけでございます。

したがいまして、今回ここにJNTOの機能強化という表現を入れていただいておりますけれども、私どもの立場からしますと、観光局としての位置づけを明確にして、必要な予算もつけていただいて海外事務所も拡大していただくという基本的な体制づくりを、基本計画の中でぜひうたっていただきたいと。これが第1点でございます。

それから第2点は、9ページの上のほうに「インターネットの活用」というところがございまして、これにつきましても今後はますますウェブやあるいはポータルサイトなどが観光宣伝の主力になる時代が来ておりますけれども、一方的に、こちらからの発信だけで終わりということではなくて、双方向の高度化されたウェブサイトをつくることによって、逆にこちらから得たデータがマーケティングの材料になるというようなメリットがございますので、ここもインターネットの活用ということで、非常に高度化されたウェブサイトを確立するというところで進めていただければと思います。

それから3点目は、30兆円の観光消費額というのが出ていまして、数字的にこうしたものを出されるということは、これからの基本計画の中で非常に重要なことだと思いますが、先ほどの白書にもございましたように、消費額というところを目標とされるのであれば、付随的にでも結構ですから、例えば付加価値効果ですとか、生産波及効果あるいは雇用効果を数字的に示すと、国民自身が観光を産業としても、先ほどの話と重なりますので省略しますけれども、そういったことがよく理解できて、また当事者にも大きな目標になるのではないかと思います。

それから最後に、今ビジット・ジャパン・キャンペーンをVJCということで事務局を置いて、JNTOも協力させていただいて進めているわけでございますけれども、これは、これから5年間の基本計画ということになりますと、そのあたりも、現在のあり方はこれでいいのかということについて再考の必要があるのではないかと思います。JNTOとの一体化というのも検討に値することだと思いますので、私どもはそういうことで前々からお願いしておりましたけれども、ぜひ考察を加えていただければと思います。

それで、今「Yokoso! Japan」というキャッチフレーズでやっております。4年やって

いるんですが、これから5年間の計画で1つのキャッチフレーズ、物は何事も賞味期限というものもありますし、これだけでいいのかという感じが個人的にはしております。特に日本人に親しみやすく、外人にもわかりやすいようなキャッチフレーズが、今後5年間というスパンで考えたときに、いずれは必要になるのではないかと思いますので、例えば、これを国民から公募するというようなことも考えれば、公募自体が1つの大きなキャンペーンになると思いますので、これは思いつきでございまして申し上げます。以上でございます。

【平林分科会長】 ありがとうございます。岡本委員、どうぞ。

【岡本委員】 これは国土交通省ということではありませんが、観光ということで言うと、先ほどから委員の皆様のご発言を聞いていて、何かあるものを見せるというだけではなくて、例えば運動といったほんとうに価値を生み出していく側面に、観光をどう引っ張っていくのかということがすごく大切なような気がしました。

例えば、和食コンクールのようなものがないのかと私は常々思っていて、あるのかもしれませんが、要はコンテストではないですけども、映画でも映画祭があつて、そこで優勝者が決まっていくという、その序列を出すところがやはり権威を持っている。和食の場合も、この前「すしポリス」でひどい目に遭ったという、ちょっとやり方を失敗したと思いますけれども、和食というものを、何かこう基準に合うのか合わないのかということではなくて、例えば日本で伝統部門、モダン部門とか、そうやっていろいろな和食というものをつくってもらい、1年に1回、何かイベントのようにして認定していく。その認定をするというのは日本でないとできないですし、食というのはやはり非常に引きつける力があるので、しかもこれは毎年やるのは大変かもしれませんが、私だったらすぐ行きたいと思うんですね。ですから、それはどこかにあるものというよりは、まさに価値をつくっていくような観光なので、そうしたものも1つ中長期的な戦略として入っていくとおもしろいかと思いました。以上です。

【平林分科会長】 ありがとうございます。どうぞ、小島委員。

【小島委員】 観光を考えるときに、特に外国人を呼び込むというスタイルでいうと、やっぱり日本の観光政策について外国人がどう見ているかというのを少し調べたいかというのではないかという気がしております。日本にいる外国人が結構いるので、彼らが何を感じているのかというようなことを少し反映させることが、もしかするとプラスになるのかもしれないという気が1つしています。

それからもう一つ、これは私がよく知らないせいなのかもしれないんですけども、日本の観光案内書をやはりもう少し充実させていく必要があるのではないかという気がしています。例えばヨーロッパにいと、ほとんど例のミシュランを片手に、あちこち歩き回れるんですよね。ところが日本の観光案内書であれだけ詳しいものは、今までぶつかったことがないものですから、その辺をどう考えるかという気がしています。

【平林分科会長】 ありがとうございます。ほかにご意見は。中村委員、どうぞ。

【中村委員】 計画の目標のところ、4ページに「地域住民が地域の活性化や観光等への理解を図るための学習や社会参加活動を促進するため、指導者用資料の作成とその活用を奨励する」と。これはあるのかもしれませんが、ちょっと見る視点が違うのではないかという気がして仕方がないわけでありまして、むしろ地域づくり、まちづくりということになると主役は住民だと思います。その住民に、何か教えてあげるといような感じで物を書くのは若干気になりまして、そうしたことを支援するというのはいいのですが、地域の人たちが自分たちで、観光という手だてを使っていろいろまちづくりをしていく、そこをできるだけ支援していく。あるいはそれに対して、お金の面ですけれどもある程度助けてあげる。そういったようなことはいいと思いますが、何か教えてあげるといようなスタンスは違和感を覚えるので、少しお考えいただけたらという気がいたします。

一番最後の1のところ「多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」、これも結構なんですけど、まちづくりというのが「また」の下に書いてあるので、そこはそれでいいのかもしれないけれども、「観光振興によるまちづくりを進めるため、その担い手は相互に密接に連携・協力する」と書いてあります。ここもやはり主役は市民、住民ではないのかという感じがするので、私の感じが違うのかもしれませんが、そうした点に違和感を覚えるので、もう少し見る視点を換えられたほうがいいのではないかという気がいたします。

【平林分科会長】 ありがとうございます。どうぞ、廻委員。

【廻委員】 観光立国推進基本計画についてですが、観光立国の実現に関する目標として挙げられている数字にちょっとした違和感があります。例えば5カ年計画ということであったら1,000万人目標や5割増やす等、そうした数字はわかりますが、観光立国の実現に関する目標というのにこうした数字を挙げるのは、あまりにも目指すものが違うような気がいたします。観光立国の実現に関する目標、オブジェクティブがあって、それを果たすために今後5カ年の中でこういうことをやっていくとするべきではないでしょう

か。特に22年までと言っていますから最初の5カ年計画のような印象を受けてしまいますが。

申し上げたいことは、観光立国の目的というところ、もう少し間口の広いものではないかということです。これですと社会資本整備5カ年計画のようで、突然話が小さくなったような印象を受けます。

ですから書きぶりの問題ですが、基本的な方針、観光立国の実現に関する目標がこれですと、少し寂しい気もいたしますが、いかがでしょうか。要するに1,000万人が最終ゴールなのかということになりますので、このところを整理していただけるといいかと思えます。

【平林分科会長】      ありがとうございました。

ほかにご覧いませんか。では、私からよろしいですか。

この基本計画を拝見いたしまして、先程来、出ている幾つかの点で、例えば査証の発給を容易にする話につきましては、今のお配りのペーパーでいくと、7ページの国際観光の振興の(一)④ぐらいになるんですかね。「査証発給手続の簡素化・円滑化」、これで読めばよろしいのでしょうか。ボランティアを含めて。それでは結構でございます。

それから、テレビの活用、インターネットの活用はご指摘もありましたが、こちらでは9ページの一番上、②の中にありますが、テレビでございますけれども、今、官邸も熱心に推進していると思えますが、日本から発信をするための国際放送について、いつ実現できるのかよくわかりませんが、できた暁には、あのウエーブに乗って、日本から観光についての発信が大いにあってよろしいのではないかなと思います。それから先程、谷野委員がおっしゃられた日本における外国の各種放送を容易にする措置もございまして、そのあたりにつきましても、9ページの一番上の情報通信技術の項目の中で特に強調していただけだと考えます。

それからインターネットでございますが、JNTOその他、いろいろなウェブサイトがありますが、見ておきますと、日本の観光各社その他で大変立派なものがあるんですね。問題は、外国からアクセスしたときにほとんど日本語になっているものですから、外国人が直接アクセスしてもなかなかわかりにくいという点があると思えます。民間企業ですから採算がとれなければやっていただけないと思えますが、何か必要なら税制面での優遇措置とか、あるいは今どき補助金にはやらないかもしれませんが、何らかのことで民間企業が非常に熱心にやっておられるウェブサイトについて、外国からのアクセスを容易

にするような措置、中国語、韓国語もあってもいいのかもしれませんが。最低限英語であれば、今外国人は相当自由にインターネットを使っていますので、違ってくるのかと考えまして、JNTOのウェブサイトの充実もそうなのですが、民間各社のウェブサイトの充実につきましても強調していただけないかと考えております。

何と言っても、今はもうインターネットやウェブの時代でございますので、先程、白書で英文と申し上げましたが、紙もあっていいと思いますけれども、さらに電子情報技術を使ってこれを推進していただくのが新たな時代の観光キャンペーンではないかと考えます。

先程来出ている国民的な運動にするというのも大事だと思ひまして、ますますそうなってくると思いますが、おっしゃいましたようにビジット・ジャパン・キャンペーンの新たなロゴをつくるか、新たなキャッチフレーズをつくることも含めて、国民的な参画を求めていくということは、私も大変よろしいのではないかと思います。

JNTOの体制強化を含めまして、私は観光につきましては、先程財務省の話をししましたけれども、使った金額に比して効果が大きい分野の1つだろうと思います。ですから行政組織の簡素化や統廃合などいろいろなことを言っていますけれども、需要が増えているし、また効果が何倍にもなって返ってくることににつきましては、ぜひ政府全体、特に財政当局を含めて理解を得ていただきたいと思ひます。今、JNTOは十何か所とおっしゃったですか。

**【間宮委員】** 13カ所です。

**【平林分科会長】** 13カ所というのはちょっと足りないですね。今の時代だったら、日本にふさわしい程度の数というのと、15や20ではないのではないかと考えられます。もちろん在外公館、大使館、総領事館もやりますし、また、それらを活用することも必要ですが、もう少し機構自体を整備する、強化するということもご遠慮されないで堂々とご主張していただいてよろしいのではないかと思います。以上でございます。

廻委員、どうぞ。

**【廻委員】** ここに書かれている目標と、それからハウというか、どうやってやるかということが混同しているの、目標と方法論を少し分けていただいたほうがわかりやすい気がいたします。

それからもう一点ですが、目標と方法論に加えて、だれがやるかという問題があると思ひます。どういう組織で実行するのかということです。先程、間宮委員がおっしゃったよ



うにインバウンド振興には、ビジット・ジャパン・キャンペーンの事務局とJNTOの2つの組織がありますが、どの組織が担当するのか、ということは、現在の方法には再考の余地があるのではないかというように思います。今の仕組みが少しわかりづらい。もちろん国際観光だけではなく全体の基本計画をどういう組織で進めていくのかという点は重要です。この2点、要するに、目的と方法論の区別、それからどういった組織、体制で計画を進めるかということクリアにしていただけたらと思います。

【平林分科会長】 ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

【柴田総合観光政策審議官】 私のほうからよろしゅうございますか。大変多岐にわたりますして、かつ各方面から大変貴重なご意見を賜りました。この観光立国推進基本計画は閣議決定するものでございまして、これから各省庁と調整しなければならないという問題もございまして、いろいろな意味で、必ずしもご指摘、ご示唆いただいた形にはならないかもしれませんが、できるだけ反映させていただくような形で詰めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。若干制約もありますということだけ、ご理解を賜りたいということをお願いしておきたいと思っております。ありがとうございます。

【平林分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ほか特にご意見がないようございまして、本日予定されていた議事は、以上ですべて終了するというにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【平林分科会長】 それでは、本日の議事の内容につきましては、いただいた貴重なご意見などを事務局にて取りまとめの上、皆様に内容をご確認いただきながら、本分科会運営規則第7条及び第8条にのっとりまして、議事録を作成し公開することにしたいと存じます。また公開に際しての細かな語句の修正等がございましたら、私に一任いただければ幸いと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

【水嶋観光政策推進室長】 本日はどうもありがとうございました。事務的なご報告でございますけれども、まず観光白書につきましては、6月12日の閣議決定を経まして国会に提出させていただく予定ということで、事務的に進めさせていただきたいと思っております。観光立国推進基本計画の案につきましては、次回の観光分科会において皆様にきちっとご審議いただけますように、私どものほうで本日の議論を踏まえまして準備を進めさせていただこうと思っております。

なおほんとうに事務的なお話でございますけれども、本日お配りさせていただきました資料のうち、観光白書の関係資料と観光立国基本計画（案）の概要の資料につきましては、各省との調整もまだ済んでいないものでございますので、大変恐縮でございますけれども、委員の皆様限りという扱いとしてご配慮いただきますように、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【平林分科会長】      ありがとうございました。

【中村委員】      今回の日取りというのは大体わかりますか。

【水嶋観光政策推進室長】      次回の日程でございますけれども、まだ全ての委員の皆様方のご予定を聞き切れておりませんが、先ほどこの会議が始まります前にざっと皆様にお尋ねさせていただいたところだと、一番有力な日付が6月8日で挙がっております。あと、私どもの基本計画の日程上は6月の中旬ぐらいにやらせていただければと思うわけでございますけれども、8日を軸に、引き続き調整を進めさせていただきたいと思います。本日、ご欠席の委員の方のご予定も、まだ完全に聞き切れていないものですから、その辺をめぐりに日程の調整を早急に行わせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【平林分科会長】      ありがとうございました。

それでは本日は大変ご多忙中にもかかわらず、長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。以上をもちまして本日の観光分科会、議事日程を終わらせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —